

令和 3 年度地方財政の課題等について



総務省

令和 2 年 12 月 14 日
総務省自治財政局

令和2年度及び令和3年度地方財政の課題について

令和2年度

- 国税の減額補正に伴う地方交付税減少分への対応
- 減収補填債の対象税目の拡大

令和3年度

<全般事項>

- 地方一般財源総額の確保
- 地方交付税総額の確保と臨時財政対策債の可能な限りの抑制

<個別事項>

- 防災・減災、国土強靱化の推進
- 保健所等の体制強化 等

令和3年度地方財政の課題について①

全般事項

- 地方一般財源総額の確保
- 地方交付税総額の確保と臨時財政対策債の可能な限りの抑制

○経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定・抜粋)

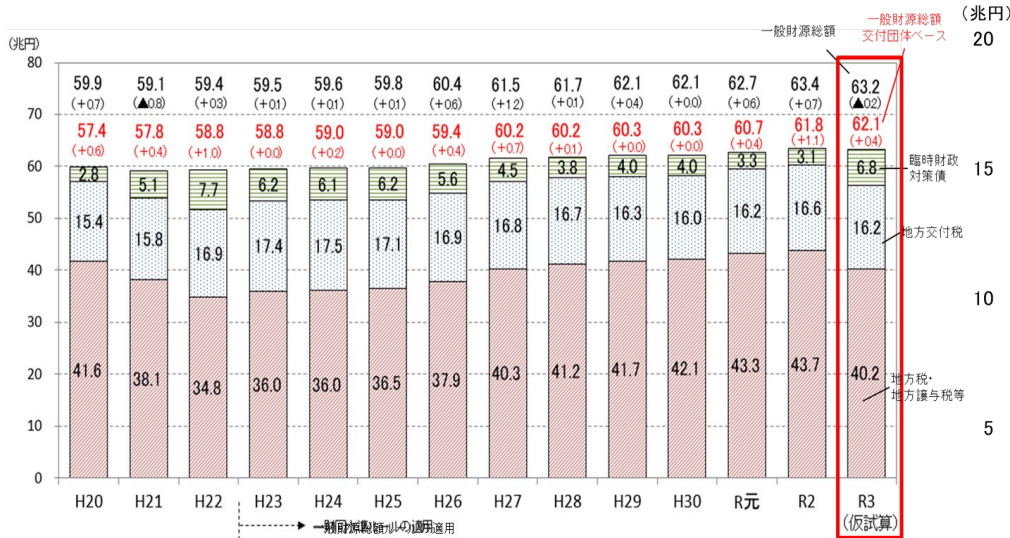
「新経済・財政再生計画」 ※一般財源総額ルール <2019年度～2021年度>

財政健全化目標と毎年度の予算編成を結び付けるため、基盤強化期間(2019～2021年度)内に編成される予算については、以下の目安に沿った予算編成を行う。

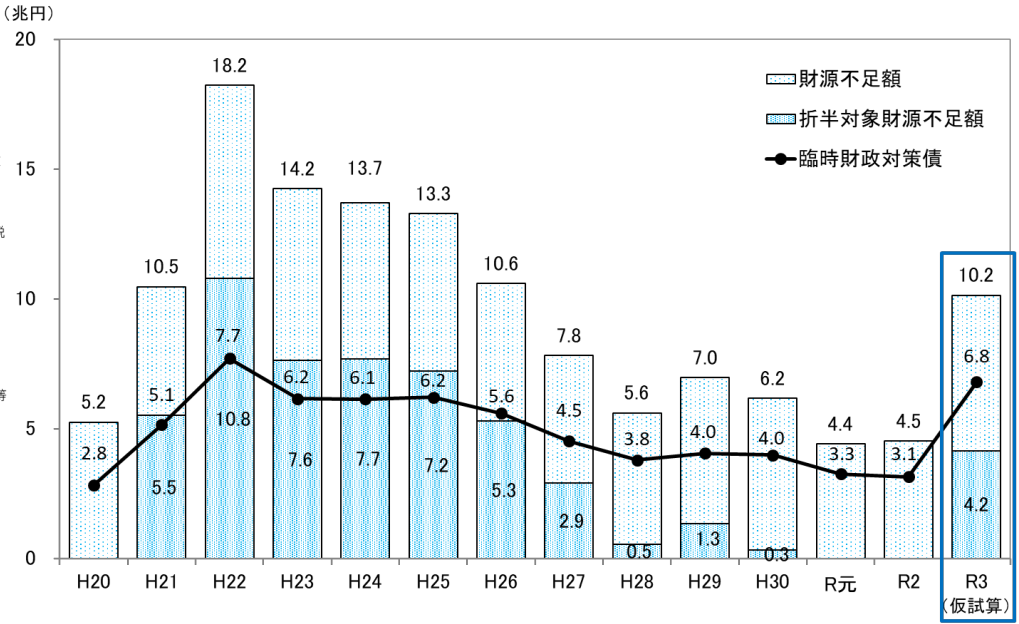
①、② (略)

③ 地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

【地方一般財源総額(地財計画ベース)の推移】



【地方の財源不足額の推移】



令和3年度地方財政の課題について②

個別事項

➤ 防災・減災、国土強靱化の推進

- ・ **緊急防災・減災事業債**について、地方団体の取組状況等を踏まえ、**延長の方向で検討**
- ・ **緊急自然災害防止対策事業債**について、「**防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策**」を踏まえ、**延長の方向で検討**

➤ 保健所等の体制強化

- ・ 「**新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組**」(令和2年8月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)において、**保健所等の体制強化に向けた財政措置について検討すると決定**

「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」(令和2年8月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)(抜粋)

5. 保健所体制の整備

- 都道府県を越えた緊急時の対応を可能とするため、自治体間、関係学会・団体からの保健師等の専門職の応援派遣スキーム(厚生労働省が総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会の支援を得て調整)を構築する。特に緊急性が高い場合には、都道府県からの連絡を待たずに派遣を調整する。

また、都道府県単位で潜在保健師等を登録する人材バンク(リスト化、定期的な研修実施等)の創設、**保健所等の恒常的な人員体制強化に向けた財政措置を検討する。**

令和3年度地方財政の課題について③

令和3年度 地方財政収支の方向

(通常収支分)

(単位：兆円)

区 分		令和2年度	令和3年度 見込み (対前年度比)	<参考> 令和3年度 仮試算	備 考
歳 出	給与関係経費	20.3	±	20.3	
	一般行政経費	40.4	+	41.1	社会保障費の増
	公債費	11.7	-	11.6	
	投資的経費	12.8	±	12.8	防災・減災、国土強靱化の推進
	維持補修費	1.4	+	1.5	浚渫の推進等による増
	その他	4.1	-	3.6	水準超経費の減
	計	90.7	±A	90.8	
歳 入	地方税・地方譲与税等 (①)	43.7	-	40.2	新型コロナウイルス感染症の影響等
	地方交付税 (②)	16.6	±	16.2	できる限り総額を確保
	国庫支出金	15.2	±	15.5	
	地方債	9.3	+	12.9	
	うち臨時財政対策債 (③)	3.1	+	6.8	できる限り発行額を抑制
	うち臨時財政対策債以外	6.2	±	6.1	
	その他	5.9	±	5.9	
計	90.7	±A	90.8		
	一般財源総額 (①+②+③)	63.4	±	63.2	
	(水準超経費除き) 一般財源	61.8	+	62.1	令和2年度総額を上回る額を確保

※表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計が一致しない場合がある。

重要課題への対応

- 地方団体が、新型コロナウイルス感染症拡大への対応と地域経済の活性化の両立、質の高い経済社会の構築、防災・減災、国土強靱化の推進などの重要課題に対応できるよう、適切に地方財政措置。

【地域のデジタル化の推進】 住民サービスの向上や地域経済の活性化等を図るため、デジタル人材を確保しつつ、地域におけるデジタル化の取組を集中的に推進

【防災・減災、国土強靱化の推進】 激甚化・頻発化する災害への対応のため、対策をより一層強化(下図参照)

緊急防災・減災事業債等の取扱い

- ・ 緊急防災・減災事業債は、地方団体の取組状況等を踏まえ、延長の方向で検討
- ・ 緊急自然災害防止対策事業債は、「防災・減災、国土強靱化3か年緊急対策」の動向等を踏まえ、適切に対応



防災重点農業用ため池等の防災対策の強化

- ・ 防災重点農業用ため池等の防災対策の強化のため、地方財政措置を拡充する方向で検討
(緊急浚渫推進事業債の対象施設の追加等)



ダムの洪水調節機能の強化

- ・ 都道府県が管理する二級水系等に設置されたダムの事前放流に伴う損失補填に対して新たに地方財政措置



令和2年度の税収減などへの対応

- 感染症の影響により地方税収等は大幅に減少するおそれがあるなど、地方財政は例年にも増して厳しい状況。地方団体の資金繰りに支障が生じないように引き続き適切に対応。
 - ・ 地方債の公的資金の増額確保 ・ 地方税の減収を補填する地方債の対象の拡充の検討 等
- 地方交付税の法定率分などが減少する場合には、地方団体の財政運営に支障が生じないように適切に対応。

令和3年度の一般財源総額の確保

- 地方団体が、安定的に行政サービスを提供しつつ、上記の重要課題に取り組めるよう、「新経済・財政再生計画」を踏まえ、一般財源総額をしっかりと確保。
- 特に、地方交付税については、本来の機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保。